

第1章 地域新エネルギービジョン策定の背景

1. ビジョン策定の目的

本ビジョンは、地球環境問題に対する地域レベルでの対応と貢献、地域固有の自然エネルギー等を活かした地域新エネルギー供給体制の確立の視点から、館山市における新エネルギー導入の指針として「館山市地域新エネルギービジョン」を策定するものです。

ビジョンの策定にあたっては、新エネルギーを幅広く捉え、ビジョン策定に必要となる新エネルギーに係る基礎データの収集を行うとともに、学識経験者、地元関係団体等による策定委員会、関係部署による庁内連絡会議等による検討に基づき、地域全般にわたる新エネルギーに係る基本計画及び施策の基本的な方向、面的な広がりをもつ具体的なプロジェクトの調査検討を行います。

2. ビジョン策定により期待される効果

(1) ビジョン策定後の効果

2015年度を目標とする館山市基本構想では、環境対策の推進とともに、海辺のまちづくりや観光振興、農水産業の活性化など、南房総特有の地域資源を活用した地域の経済活性化を大きな目標に掲げています。地域新エネルギービジョンの策定により、新エネルギーの導入が先導的な役割を担い、基本構想・基本計画に位置づけられた主要事業にビジョンの基本方針（自然との調和等）を大きな視点（基準）として取り入れることで、エコタウンとして新しい視点にたったまちづくりを創出することができます。

また、市民、民間企業との協働による新エネルギーの導入は、様々な場面で、次代を担う子どもたちをはじめ、多くの市民にとってふるさとの自然を大切にする心を養う環境学習の場となるとともに、自然とのふれあい、都市と農村との交流など新たな出会いの場を創出するなど、自然との共生による人づくり、まちづくりの実現に大きな効果が期待されます。

(2) 事業化へ向けての庁内の取り組み体制

新エネルギー導入の事業化に向けて、ビジョンの基本方針を主眼に置き、主要施策への導入を重点事項として位置付け、自主研究グループや庁内連絡会議による継続的な情報交換など、庁内の連絡体制を継続的・発展的に進めるとともに、市民（NPOなど含む）や民間企業への情報提供、支援体制の確立を図り、計画的・効率的な事業の展開を図ることが期待されます。

3. エネルギーを取り巻く環境

(1) 地域新エネルギービジョン策定の背景

地域新エネルギービジョン策定の背景として、我が国のエネルギーに関する課題等には以下のような特徴があります。

エネルギー課題：化石燃料の大量消費に伴う資源の枯渇化や地球温暖化

日本は、エネルギー供給の約8割を海外に依存

目 標：2010年の温室効果ガスの削減目標は1990年比6%

エネルギー施策：省エネルギーの推進、新エネルギーの導入促進

(2) 国内外のエネルギー情勢及び地球環境問題とその対策

① 環境対策

昨今の世界的な環境問題としては、エネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等が起因とされる地球温暖化、酸性雨等があり、国内外においては、以下のような対策が取られています。

1992年：環境サミット（リオデジャネイロ）で気候変動枠組条約が締結

1997年：COP3、気候変動枠組条約第三回締約国会議（京都）において、各国の温室効果ガス削減目標の設定（京都議定書）

2001年：COP6、気候変動枠組条約第六回締約国会議（ボン）において、京都議定書の主要部分が基本合意

2001年：COP7、気候変動枠組条約第七回締約国会議（モロッコ）において、京都議定書の採択

2002年：日本が京都議定書を受託締約

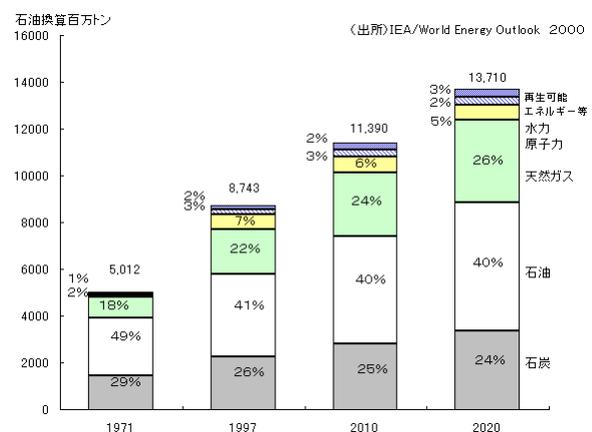
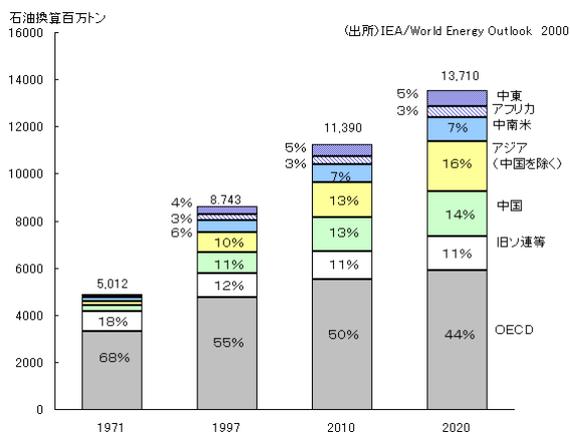


図 1.1 世界の地域別エネルギー需要の推移と見通し 図 1.2 世界の燃料別エネルギー需要の推移と見通し

資料：資源エネルギー庁HP

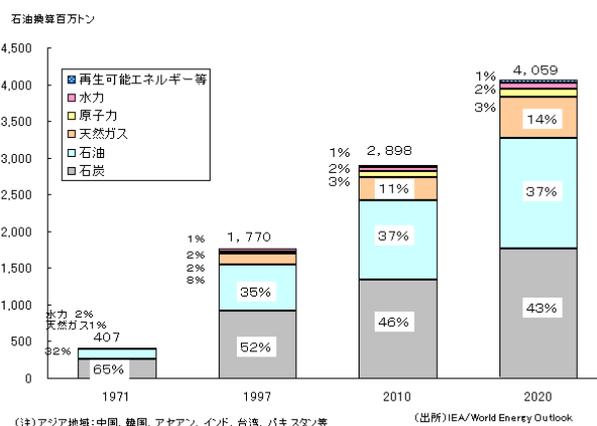
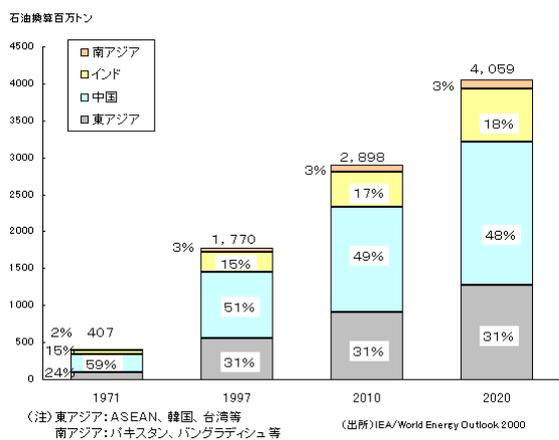


図 1.3 アジアの地域別エネルギー需要の推移と見通し

図 1.4 アジアの地域別エネルギー需要の推移と見通し

資料：資源エネルギー庁HP

② 我が国のエネルギー供給の現状

我が国においては、今後は主に家庭、事務所ビル等の民生部門と、自動車を中心とした運輸部門のエネルギー消費量が増加するものと予測されており、新エネルギーの導入等によるエネルギー自給率の向上やエネルギー利用効率の向上が急務とされています。

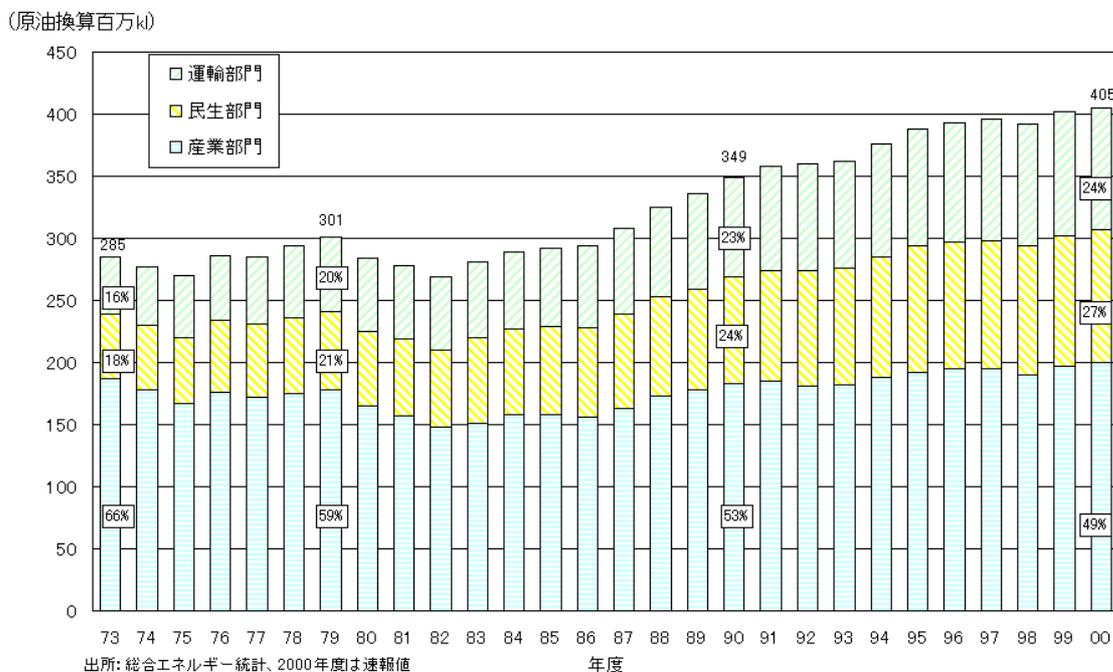


図 1.5 日本の最終エネルギー消費の推移

資料：資源エネルギー庁HP・総合エネルギー統計

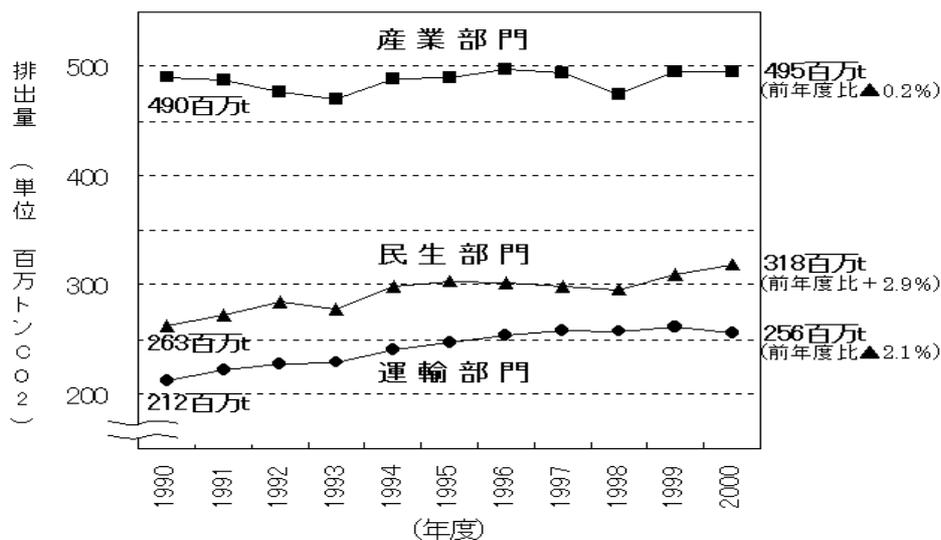


図 1.6 日本の温室効果ガス排出量の推移

資料：環境省HP

4. 国の新エネルギーに関する動向

(1) 国の新エネルギーの導入目標値

新エネルギーに関する国の動向としては、1997年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法律）」を施行し、表 1.1に示す導入目標を掲げ、2010年度において実現可能と見込まれる新エネルギーの目標値を $1,910 \times 10^7$ ㏪（原油換算）と設定しています。

表 1.1 国の新エネルギー導入目標

	種 類	実績規模	単位	目標	単位	2010/1999
再生可能エネルギー	太陽光発電	209	GW	4,820	GW	約 23 倍
	風力発電	83	GW	3,000	GW	約 38 倍
	廃棄物発電	900	GW	4,170	GW	約 5 倍
	バイオマス発電	80	GW	330	GW	約 6 倍
	太陽熱利用	98	10^7 ㏪	439	10^7 ㏪	約 4 倍
	未利用エネルギー等	4	10^7 ㏪	58	10^7 ㏪	約 14 倍
	廃棄物熱利用	4	10^7 ㏪	14	10^7 ㏪	約 3 倍
	バイオマス熱利用	—	—	67	10^7 ㏪	—
	黒液・廃材等	457	10^7 ㏪	494	10^7 ㏪	約 1 倍
	水力（一般水力）	2,100	10^7 ㏪	2,000	10^7 ㏪	約 1 倍
	地熱	1,000	10^7 ㏪	1,000	10^7 ㏪	約 1 倍
	天然ガスコージェネレーション	1,520	MW	4,640	GW	約 3 倍
燃料電池	12	MW	2,200	GW	約 183 倍	
クリーンエネルギー自動車*	65	千台	3,480	千台	約 54 倍	

注1： ：新エネルギー ：再生可能エネルギー

注2：電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、ハイブリッド車、メタノール車、ディーゼル代替LPG車を含む。

(2) 国の新エネルギー導入推進のための具体的施策

総合エネルギー政策の一部として位置付けられる新エネルギー政策の具体的政策は図 1.7 のように位置付けられており、表 1.1 で示した新エネルギーの導入目標値を達成するために様々な施策が実施されています。

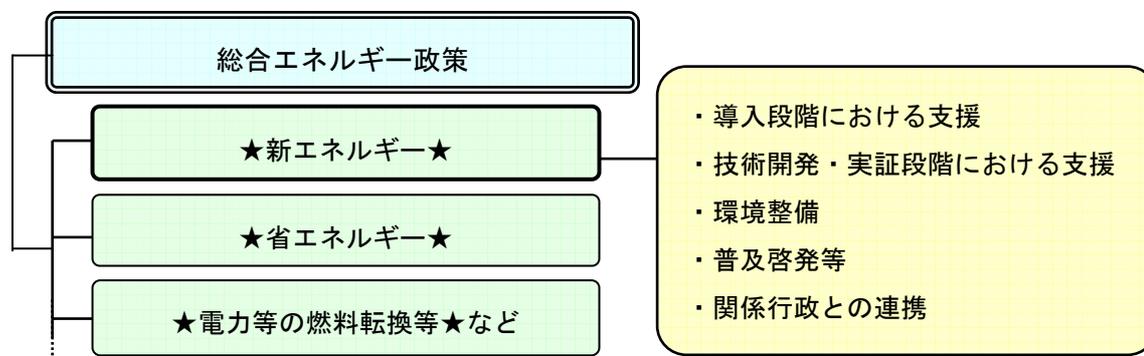


図 1.7 新エネルギー政策の位置付け

資料：新エネルギーガイドブック・2002（NEDO）

(3) 新市場拡大措置

エネルギーの安定的かつ適切な供給と新エネルギー等の普及拡大を促進する制度として、電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電力の利用を義務づける「RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、Renewable Portfolio Standard）」が、2002年12月より一部施行されました。RPS法は、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電（1,000kW以下）、バイオマス発電による電力を電力小売事業者が買い取り、その電力相当分の証書を発電事業者から受け取る仕組みです。各電力小売事業者には証書の保有義務が割り当てられるため、新エネルギーの市場性を確保するものとして本格実施が期待されています。

また、新エネルギーによるCO₂削減効果を企業等の省エネルギーや環境対策手法の一つとして活用する「グリーン電力証書システム」や、個人を対象とした自然エネルギーの普及のための応援基金として「グリーン電力基金」が展開されています。本事業により新エネルギーにより発電を行う事業者の採算面を支援することで新エネルギーの導入普及の貢献し、将来的には排出権取引の利用手法としても期待されています。

参考：資源エネルギー庁HP・日本自然エネルギー(株)HP

(4) 省庁連携による新エネルギー導入普及施策

バイオマスエネルギーやバイオマス製品の総合的な利活用による、持続的発展可能な社会の早期実現を目指し、省庁連携により「バイオマス・ニッポン」が立ち上げられ、2002年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されました。バイオマス・ニッポンは「地球温暖化の防止」「循環型社会の形成」「競争力のある新たな戦略的産業の育成」「農林漁業・農山漁村の活性化」の4つを達成すべき目的としています。また、具体的目標として技術的観点、地域的観点、全国的観点から目標数値を掲げています。

参考：バイオマス・ニッポン総合戦略・2002・経済産業省HP